

伊勢市子どもの学習塾利用助成事業参画事業者募集要項

令和7年6月作成
伊勢市子育て応援課

子どもたちが学力や学習意欲の向上を図る機会を提供するとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、学習塾において学校外教育サービスの提供を受ける際に利用できるクーポン券を交付する学習塾利用助成事業を行うため、当該事業に参加する事業者を募集します。

1 本事業の概要

学習塾での学校外教育サービスの提供を受ける際に利用できるクーポン券（以下、「塾利用助成券」という。）を交付します。

(1) 交付の対象者

対象要件	対象者数
以下の要件を満たす方を塾利用助成券交付対象者とします。 (1) 伊勢市内に居住している中学校、義務教育学校後期課程又は特別支援学校中等部に在籍する生徒及びその保護者 (2) 生活保護受給世帯、市民税非課税世帯又は就学援助受給世帯に該当する者	約400人のうち5割 (200人)の利用見込み

- ※ 交付対象者のうち、交付申請を行い、伊勢市が交付を決定した方に塾利用助成券を交付します。
- ※ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者及び同法第7条第1項に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）に入所する者は対象要件から除きます。

(2) 塾利用助成券

ア 金 額

世帯の区分	助成額（年額）
生活保護受給世帯、市民税非課税世帯	100,000円
就学援助受給世帯	60,000円

イ 有効期限 令和7年4月から令和8年3月までです。

ウ 交付方法 上記1箇年分を交付決定した者に一括交付します。

エ 形 態 紙クーポン（1,000円券・5,000円券×助成額に応じた枚数）

オ 利用上の注意事項

(ア) 利用者は、学習塾から釣銭を受け取ることはできません。

(イ) 塾利用助成券を交換、譲渡、売買し、又は偽りその他不正な行為により利用することはできません。

カ 換金率 塾利用助成券の金額に100%の換金率を乗じた額を伊勢市が学習塾に支払います。

2 参画事業者の登録申請

伊勢市子どもの学習塾利用助成事業で利用する塾利用助成券を取り扱うには、伊勢市子どもの学習塾利用助成事業参画事業者（以下、「参画事業者」という。）の登録申請手続きが必要です。

(1) 登録の条件

以下のすべてを満たしていることを登録の条件とします。

- (ア) 本事業の趣旨・目的に賛同し、中学生の学力及び学習意欲の向上のため良質な学校外教育サービスを提供すること
- (イ) 塾利用助成券の不正利用を防止し、本事業の適正な運営を担うとともに当該サービスの利用に際しての利用生徒の安全・安心を確保すること
- (ウ) 中学生を対象とする教科（国語、数学、理科、社会、外国語（英語））の学校外教育サービスを有償で提供している実績を有し、参画事業者の登録の申請の時点において伊勢市内で事業を実施している民間の事業者（法人又は個人事業主）であること
- (エ) 提供する学校外教育サービスが、伊勢市内の特定の事業所に生徒を集め、集団又は個別に補習、教科指導等の学習指導を行うものであること（ただし、通信教育、インターネットを利用する指導等の通信によるサービスは含まない。）
- (オ) 提供する学校外教育サービスが、特定の個人や団体のみを対象とせず、広く参加を募っていること
- (カ) 学校外教育サービスの対価として徴収する費用が、回数や時間数などの単位で明瞭に設定され、それが明示されていること
- (キ) 名簿、出席記録等の記録が整備され、児童の出欠、参加、指導履歴等の管理が適切に行われていること
- (ク) 代表者が明確であり、事業遂行能力が見込まれる事業者であること
- (ケ) 個人情報の保護について万全を期していること

(2) 登録申請書類

同一事業者で複数の学習塾を登録する場合は、それぞれ登録申請書類を提出してください。ただし、追加で学習塾を登録する場合は、①・②以外は提出不要です。

法 人	①	伊勢市子どもの学習塾利用助成事業参画事業者登録申請書（様式第4号）
	②	参画事業者登録申請書 補足書類（様式第5号）
	③	法人の登記簿謄本又は登記事項証明書【発行後3箇月以内のもの】

個 人	①	伊勢市子どもの学習塾利用助成事業参画事業者登録申請書（様式第4号）
	②	参画事業者登録申請書 補足書類（様式第5号）
	③	直近の所得税確定申告書の写し（第一表と第二表（控）の写し） ※納税手続きをe-Taxで行っている場合：受付日時・受付番号が記載されているもの ※納税手続きを税務署で行っている場合：所轄税務署の受付印のあるもの ただし、事業開始後1事業年度未満等の理由で、所得税確定申告書の写しの提出が困難な場合は、次の書類を提出。 ・個人事業の開業・廃業等届出書の写し（所轄税務署の受付印のあるもの）

(3) 提出方法

随時登録申請書を受け付けています。登録申請を行う場合は、次の宛先へ上記登録申請書等を送付するか、子育て応援課まで持参してください。

※ 送付の際は、提出書類には重要書類が含まれるため、簡易書留等の配達確認がとれる方法で送付してください。

宛先

〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7番29号

伊勢市役所 健康福祉部子育て応援課 宛

※ 封筒には「学習塾利用助成事業参画事業者登録申請書」在中 と記載してください。

(4) 提出に関する注意事項

提出書類の記入等に関する質問又は相談は、伊勢市健康福祉部子育て応援課子育て応援係へお問い合わせください。

提出された書類を確認し、登録決定通知書を順次送付します。登録された参画事業者の情報は、利用者に周知する参画事業者（学習塾）リストに掲載します。

提出書類に不備、不足等がある場合、登録決定通知書の送付までに時間を要することがあるため、十分に確認の上、提出してください。

(5) 登録申請からサービス提供までの流れ

登録申請は随時受付します。

受付後に内容の審査を行い、市が登録の決定をした場合は、登録決定通知書を送付します。登録決定通知書に記載された取扱開始月から参画事業者として塾利用助成券を取り扱うことができます。

3 訪問調査の実施

(1) 登録申請時の調査

伊勢市は、登録申請書の受付後、登録申請書記載内容等の確認のため、事業者がサービスを提供する場所等を訪問し、必要な調査を行うことがあります。

(2) 登録後の調査

伊勢市は必要に応じて、参画事業者に対して、利用者のサービスの利用の状況、参画事業者が利用者に提供しているサービスの内容の確認又は本事業の改善、効果の測定のため、参画事業者がサービスを提供している場所等を訪問し、必要な調査を行うことがあります。

※ 本調査のため、伊勢市は参画事業者に対して利用者の名簿、サービス申込書の控え、その他資料の閲覧及び提出を求めることがあります。

※ 登録申請を行う事業者及び参画事業者は、上記調査に協力しなければなりません。

4 参画事業者の登録

(1) 登録事項の変更届出等

登録事項を変更する場合は、あらかじめ「参画事業者登録内容変更届」を提出してください。

届出がなかったことにより、伊勢市からの通知、送付書類、振込金その他が延着又は不到着となっても、通常到着すべきときに参画事業者に到着したものとみなします。また、この場合において、伊勢市からの通知、送付書類及び振込金等の受領に関し、参画事業者と第三者との間で紛争が生じた場合、参画事業者は自らの責任において解決するものとし、伊勢市の責によらずに延着、不到着の事態が生じた場合も同様とします。

参画事業者としての登録を抹消する場合は、あらかじめ「伊勢市子どもの学習塾利用助成事業登録者抹消申請書（様式第6号）」を提出してください。

(2) 登録を認めない場合

伊勢市は、参画を希望する事業者が次のいずれかに該当する場合は、参画事業者としての登録を認めないことができるものとします。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ウ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、著作権法（昭和45年法律第48号）若しくは不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の規定（学習塾の事業に係るものに限る。次号において「関係法令」という。）又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 関係法令の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

オ 「5 参画事業者の登録の取り消し」により、市から登録を取り消され、その登録の取消しの日から2年を経過しない者

カ 登録申請書の内容に虚偽、その他不実記載が認められたとき

キ 登録申請書又は申請書に添付された文書に記載漏れ、その他の不備が認められたとき

(3) その他

参画事業者としての登録は、伊勢市が当該参画事業者の提供するサービスの内容、安全性その他品質を保証したものではなく、参画事業者は利用者等に対して、伊勢市がそれらを保証したと誤認させるような方法で広告宣伝、取引の誘引を行うことはできません。

5 参画事業者の登録の取り消し

(1) 登録の取り消し

参画事業者が、次のいずれかの事由に該当するときは、伊勢市は参画事業者に対し、直ちに参画事業者としての登録を取り消すことができるものとします。

なお、これにより伊勢市に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害を賠償しなければなりません。

(ア) 登録後に「2 参画事業者の登録申請 (1) 登録の条件」を満たしていない場合において、正当な理由なく市からの是正に必要な措置に応じないとき

- (イ)「3 訪問調査の実施」による報告又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき
- (ウ)「4 参画事業者の登録 (1) 登録事項の変更届出書等」に違反したとき
- (エ)「4 参画事業者の登録 (2) 登録を認めない場合」のア〜ウに該当することとなったとき
- (オ)不正の手段により参画事業者の登録を受けたことが明らかになったとき
- (カ)市内の事業所において、学校外教育サービスを有償で提供する事業者でなくなったとき
- (キ)その他、参画事業者が公序良俗に反する行為をしたとき

(2) 登録取り消し後の処理

参画事業者は、登録取り消し後、直ちに、参画事業者の負担において参画事業者であることを前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止しなければなりません。

また、登録取り消し後に利用者より塾利用助成券の利用の申し出があった場合には、これを拒絶するとともに、当該利用者に対して参画事業者としての登録が取り消された旨を告知しなければなりません。

6 参画事業者情報の公開

伊勢市は、参画事業者の名称、登録学習塾名、学習塾所在地、連絡先、サービス内容、サービス費用等の情報を、書面又はホームページにおいて公開することができるものとします。

7 塾利用助成券の有効性の確認

- (1) 参画事業者は、利用者から塾利用助成券を受け取る際、善良な管理者の注意をもって、塾利用助成券の有効性を確認しなければなりません。
- (2) 塾利用助成券の偽造、変造、その他不正利用により生じた損害について、伊勢市はこれを賠償する責を負いません。
- (3) (2)に該当する場合、伊勢市は「12 塾利用助成券利用に係る請求」に定める参画事業者への支払いについて、支払いの留保又は取消をすることができるものとします。

8 塾利用助成券の無効及び利用者の資格喪失

伊勢市は、塾利用助成券の偽造、複製、紛失、その他塾利用助成券の適正な利用を妨げる事象が発生した場合、特定の塾利用助成券を無効にすることができるものとします。また、利用者が実施要綱に定める利用者の要件を満たさなくなった場合、伊勢市は利用者としての資格を喪失させることができるものとします。

9 塾利用助成券の偽造、変造への対処

- (1) 塾利用助成券の偽造、変造が発覚した場合、伊勢市は参画事業者に書面にて連絡することとし、その書面到着以降、参画事業者はより厳重な注意をもって塾利用助成券を確認しなければなりません。
- (2) 参画事業者は塾利用助成券の偽造、変造を発見した場合、速やかに伊勢市にその旨を通知するとともにその流通防止に協力しなければなりません。

10 塾利用助成券の利用

- (1) 参画事業者は、利用者から塾利用助成券の利用を求められた場合、「13 塾利用助成券の利用

の拒否」に定める場合のほかは、合理的な理由なく塾利用助成券の利用を拒否してはなりません。

- (2) 参画事業者は「13 塾利用助成券の利用の拒否」に定める理由で塾利用助成券の利用を拒否した場合、速やかに伊勢市にその旨及びその理由を報告しなければなりません。
- (3) 参画事業者が利用者に提供するサービスは、利用者以外の生徒に提供するサービスと同一の内容のみとします。
- (4) 参画事業者が利用者に提供するサービスは、本事業の対象者のみを対象とするものではなく、広く利用者を募っていることが必要です。
- (5) 参画事業者が塾利用助成券を利用する生徒に提供するサービスに係る料金は、塾利用助成券を利用しない生徒に提供するサービスに係る料金と同一の設定である必要があり、塾利用助成券を利用する生徒に対してのみ手数料等を上乗せすることは認められません。

11 塾利用助成券の利用範囲

- (1) 利用者は、参画事業者において、塾利用助成券を利用ことができるが、下記の項目については、塾利用助成券を利用できないこととします。
 - ア 参画事業者以外の事業者に支払うべき費用
 - イ 学校外教育サービスを利用するために必要でない物品の費用
 - ウ 試験の費用
 - エ その他、伊勢市が不相当と認める費用

12 塾利用助成券利用に係る請求

参画事業者は、次の手続きにより塾利用助成券利用に係る請求を行うこととします。

- (1) 請求手続き
 - ア 参画事業者は、利用生徒から塾利用助成券を受領した場合、利用生徒氏名及び住所の記載があることを確認し保管します。また、塾利用助成券に記載されている券面金額未満の金額で利用された場合は、その金額を利用者が塾利用助成券へ記入することとなっているので、記入の有無を確認してください。
 - イ 参画事業者は、サービスを提供した実績分に対する塾利用助成券を月ごとに取りまとめ、請求書（様式第7号）と併せて、サービス提供の翌月15日までに伊勢市長宛てに提出してください。
（塾利用助成券の裏面に塾名を記入することは、令和6年度より廃止しました。）
 - ウ 伊勢市は、イで送付された塾利用助成券を確認し、塾利用助成券の利用が交付決定を受けた生徒本人であることや不正な行為による利用でないこと等を確認します。
※ 上記確認の結果、塾利用助成券及びそれに付随する伝票、請求書等に不備等を発見した場合、伊勢市は当該参画事業者に対する支払いを留保することができるものとします。
 - エ 伊勢市は、ウにより確認を行った結果、請求額が適正であると認められる場合は、提出後30日以内に参画事業者に対して支払いを行います。

(2) 塾利用助成券受領・支払の流れ（例）10月利用分の場合例）

サービス提供 (10月)	参画事業者は、塾利用助成券利用者にサービスを提供します。
塾利用助成券による 支払い (10月)	利用者は、学校外教育サービスの費用を塾利用助成券で支払います。 <u>月初めの前払いの場合でも、実績のあったもの（サービス提供後）のみ市への請求ができるようになります。</u>
塾利用助成券 送付 (11月15日まで)	参画事業者は、利用された塾利用助成券を請求書に添付して伊勢市宛てに送付します。（※翌月15日（必着）までに送付してください。ただし、 <u>利用者が1日も出席していない月の塾利用助成券は、請求できません。</u> ）
支払い (提出後30日以内)	伊勢市は、参画事業者に対して塾利用助成券利用総額に100%を乗じた金額を支払います。

(3) 支払いの取り消し

伊勢市は、参画事業者が次のいずれかに該当するときは、参画事業者に対し、塾利用助成券利用に係る請求の支払いを行わないものとします。また、これらの費用が支払い済の場合には、参画事業者は、伊勢市の請求があり次第、直ちに返還しなければなりません。

- ア 「15 個人情報保護等」に示す個人情報に関わる事故が発生した疑いがあるとき
- イ 「5 参画事業者の登録の取り消し」のいずれかに該当する疑いがあるとき
- ウ 参画事業者において塾利用助成券の不正取扱があったとき、又は不正取扱をした疑いがあるとき
- エ 参画事業者が行った塾利用助成券利用に係る請求が正当なものでないとき、又は請求書記載内容に不実不備があるとき
- オ 「8 塾利用助成券の無効及び利用者の資格喪失」、「13 塾利用助成券の利用の拒否」に反して、利用者へ学校外教育サービスを提供し、塾利用助成券によりそのサービス対価の支払いを受けたとき
- カ 参画事業者の事情により、利用者に対するサービスの提供が困難になったとき
- キ 「5 参画事業者の登録の取り消し」により参画事業者の登録を取り消した日以後に、利用者へサービスを提供し、塾利用助成券によりそのサービス対価の支払いを受けたとき
- ク その他、利用者へのサービスの提供が実施要綱及び本募集要項のいずれかに違反して行われていることが判明したとき

(4) 支払いの留保

伊勢市は、次のいずれかの事由に該当したときは、当該事由が解消するまでの間、当該事由発生日以後、伊勢市が支払うべき金額の全部又は一部の支払いを留保することができるものとします。

- ア 参画事業者が行った塾利用助成券利用に係る請求に疑義があると伊勢市が判断したとき
- イ 参画事業者が「5 参画事業者の登録の取り消し」に掲げる事由に該当したとき、又は該当す

るおそれがあると伊勢市が認めたとき

ウ 参画事業者が行った利用者へのサービス提供について、「12 塾利用助成券利用に係る請求(3) 支払いの取り消し」のいずれかに該当するか又はそのおそれがあると伊勢市が認めたとき

※ 支払い留保後に当該留保事由が解消し、伊勢市が当該留保金の全部又は一部の支払いを相当と認めた場合には、伊勢市は参画事業者に対し、当該金員を支払うものとします。なお、この場合、伊勢市は参画事業者に対し、遅延損害金、損害賠償金等一切の支払い義務を負わないものとします。

13 塾利用助成券の利用の拒否

参画事業者は、次のいずれかに該当するときは、塾利用助成券の利用を拒否するとともに、直ちに伊勢市に連絡し、伊勢市の指示に従うものとします

- (1) 明らかに偽造、変造、模造と判断できる塾利用助成券の提示を受けたとき
- (2) 塾利用助成券を提示する者が明らかに不審であると思われたとき
- (3) その他塾利用助成券の利用等について不審があると思われたとき

14 地位の譲渡・債権の譲渡の禁止

参画事業者は、参画事業者としての地位を第三者に譲渡したり、参画事業者の伊勢市に対する債権を第三者に譲渡、質入等をしたたりすることはできません。

15 個人情報の保護等

参画事業者は、次に定めるとおり、利用者等の個人情報を保護しなければなりません。

- (1) 参画事業者は、利用者への学校外教育サービス提供を行う上で、知り得た利用者に関する個人情報を厳重に保管し、法令等に基づき開示請求された場合を除き、伊勢市の書面による事前の同意を得ることなく第三者に提供、開示又は漏えいしてはならない。
- (2) 個人情報を利用者へ学校外教育サービスを提供する目的以外の目的に利用してはならず、利用目的が終了次第、速やかに参画事業者の責任において当該個人情報を破棄又は消去しなければならない。
- (3) 参画事業者は、自らの責任において、個人情報を第三者に閲覧・改ざん・破壊されることがないよう必要な措置を講じて保管、管理しなければならない。
- (4) 参画事業者は、故意・過失の有無にかかわらず、個人情報が第三者に提供、開示され、若しくは漏えいする事故が生じた場合、又は事故が生じた可能性がある場合、直ちにその旨を伊勢市に報告しなければならない。
- (5) 伊勢市は、参画事業者に前項の事故が発生したと判断する合理的な理由がある場合、参画事業者に対して事故事実の有無、可能性の状況、その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ、参画事業者はこれに応じなければならない。
- (6) 参画事業者は、(4)の事故が発生した場合、その原因を詳細に調査の上、被害拡大の防止策及び有効かつ十分な再発防止策を講じるとともに、その内容を伊勢市に報告しなければならない。
- (7) (6)の調査及び再発防止策は、参画事業者の負担にて行うものとする。
- (8) 参画事業者の責に帰すべき事由により、(4)の事故が生じた結果、利用者、伊勢市又はその他の第三者に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害につき賠償する義務を負う。
- (9) (1)から(8)にかかわらず、参画事業者は、個人情報の重要性に鑑み伊勢市個人情報保護条例

(平成 17 年条例第 20 号)の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失等の防止その他個人情報等の保護に必要な措置等を講じなければならない。

(10) 参画事業者は、自己の事業従事者その他関係者について、個人情報保護等の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

(11) ここに定める個人情報に関する義務は、本事業の終了後においてもその効力を有するものとする。

16 利用者との紛議等の解決

(1) 参画事業者は、学校外教育サービスの内容、勧誘方法、広告方法、提供方法、その他の事由により利用者から苦情、要請、相談等があった場合、又はこれらにより利用者との間で紛議等が生じた場合、参画事業者の責任において、解決にあたらなければなりません。

(2) 参画事業者は、サービスの提供において、事故等が発生し、利用者又は第三者に損害を与えた場合、参画事業者の責任において解決するものとします。

(3) (1)及び(2)の場合、伊勢市は一切の責任を負わないものとします。

17 損害賠償責任

参画事業者が実施要綱、本募集要項に違反した結果、利用者、伊勢市又はその他の第三者に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。